

8 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業について

平成28年度予算（案）においては、介護職員は残業や夜勤等が多く、共働きや子育てとの両立に苦慮していることが理由で退職する事例が多い実態を踏まえ、未就学児童等の預かりサービス（ベビーシッターの派遣等）の利用料の負担軽減など、子育て中の介護職員等に対して離職防止や待遇改善につながる負担軽減の取り組むことを目的として「介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業」を計上している。

現時点で想定している事業内容は以下のとおりであるので、ご承知おきいただくとともに、事業の実施について積極的にご検討いただきたい。

おって、正式な実施要綱等の通知及び事前協議書の提出依頼等を行う予定である。

介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業 実施要綱（案）

1 目的

介護職員は残業や夜勤等が多く、共働きや子育てとの両立に苦慮していることが理由で退職する事例が多い実態を踏まえ、未就学児童等の預かりサービス（ベビーシッターの派遣等）の利用料の負担軽減など、子育て中の介護職員等に対して離職防止や待遇改善につながる負担軽減の取り組むことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、実施主体は、事業の全部又は一部を、社会福祉法人、NPO法人等の適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の補助を行うものとする。

事業実施に係る対象者及び具体的な事業内容の例は以下のとおりである。

(1) 対象者

介護保険法に基づく介護サービス事業者及び介護保険施設で従事する者のうち、子育て中の者を対象とする。

(2) 具体的な事業内容の例

- ・ 未就学児童等を持つ子育て中の介護職員等を対象として、ベビーシッターの利用券を配付する場合の費用の助成を行う。
- ・ 介護職員等の子どもが、病気や怪我等で、保育園等に登園させることが困難なときのために、介護サービス事業所内の保育施設等に看護師等の職員を配置する経費に対する助成を行う。

4 経費の補助

本事業の実施に要する経費については、別に定めるところにより、以下の区分に基づき補助する。

(1) 事務費

ベビーシッターの利用券の配付等に必要な事務に係る経費

(2) 事業費

事務費以外の経費で、実際の事業実施に必要な、ベビーシッター利用料や看護師等の人件費など

介護保険事業費補助金交付要綱（案）

（介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業に関する事項のみ抜粋）

（通 則）

- 1 介護保険事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、介護保険法（平成9年法律第123号）第184条に基づき、都道府県に設置される介護保険審査会の運営に要する経費等の一部又は全部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

平成28年〇月〇日老発〇〇〇〇第〇号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業実施要綱」に基づき、都道府県が行うアの事業及びイの事業

ア 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業（事務費）

イ 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業（事業費）

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これ

を切捨てるものとする。

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業（事務費）	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業（事務費）に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業（事業費）	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業（事業費）に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{3}{4}$

（交付の条件）

5 （以下略）